

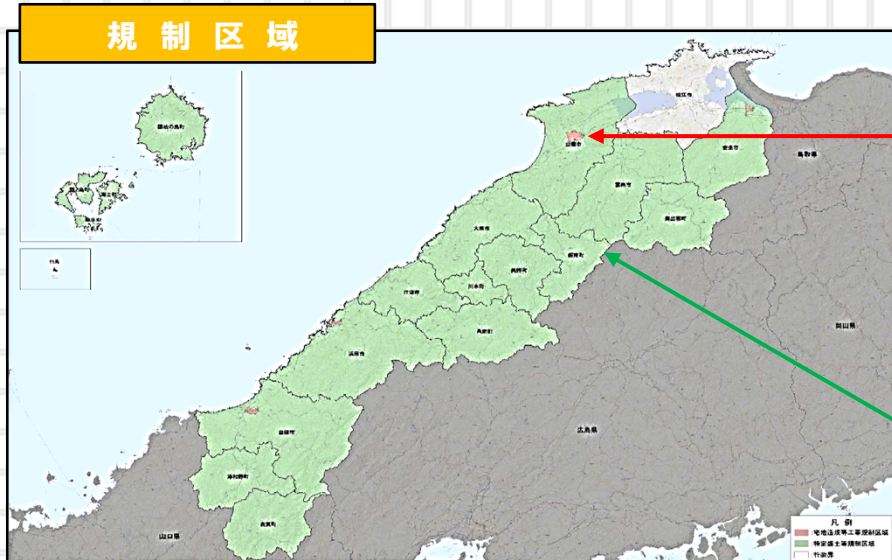
令和7年10月1日に、島根県全域で
(松江市除く)

盛土規制法の規制区域が指定されます。

規制区域指定後は一定規模以上の盛土等は
都道府県知事への許可申請または届出が必要です。

※松江市内については、中核市である松江市が独自で規制を行っています。

規制区域



①宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、
盛土等が行われれば崩落で人家等
に危害を及ぼしうるエリア
※浜田市、出雲市、益田市、安来市
のR2国勢調査に基づく、人口集中地区

②特定盛土等規制区域

市街地等からは離れているが、地形等により、
盛土等が行われれば崩落で人家等
に危害を及ぼしうるエリア

許可又は届出対象となる盛土等の規模

下記の工事を行う場合は、30日前(土日祝含む)までに許可申請・届出を行う必要があります。

区域	行為	許可					
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 イメージ図	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	要件 イメージ図	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの 			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの 	

区域	行為			届出	許可		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 イメージ図	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	要件 イメージ図	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの 			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの 	

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

⑤・⑦については、盛土・切土・土石の堆積の標高の差が1mを超えないものは許可・届出不要

※規制区域の指定時に既に盛土・切土・土石の堆積を行っている工事は、
「区域指定時に既に行われている工事の届出」が必要になる場合があります。

詳細は
裏面へ

許可申請から工事完了までの流れ

島根県

申請者

申請前

必要な手続き等の確認

事前相談

周辺住民への事前周知

土地所有者等の同意

申請・許可

必要な手続き等の確認

許可申請

修正

許可証交付・公表

標識の掲示

工事中

確認

定期報告（3か月毎）

一定規模以上

検査実施

中間検査

一定規模以上かつ
特定工程含む工事

審査・許可交付

変更

変更がある場合

完了

完了検査実施

完了検査申請

検査済証交付

※無許可で盛土等を行った場合、罰則の対象となります。（例：拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下）

<規制区域の指定時に既に盛土・切土・土石の堆積の工事を行っている場合>

令和7年10月1日(水)に許可・届出対象と同規模の盛土・切土・土石の堆積を行っている場合は、

令和7年10月22日(水)までに「区域指定時に既に行われている工事の届出」を提出する必要があります。

区域	行為	区域指定時に既に行われている工事の届出					
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 イメージ図	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 となるもの (①～④を除く)
	一時的な 土石の堆積	要件 イメージ図	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m ² 超 となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 となるもの	

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

お問い合わせ先

島根県 盛土規制法 HP

島根県 盛土規制法 手引き

島根県 土木部 都市計画課 盛土規制スタッフ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(南庁舎4階)
電話:0852-22-6533
E-mail: toshikei@pref.shimane.lg.jp



手続きなどの詳細
は手引きをご確認
ください。